

みんなで徹底しよう **三**ない運動



贈らない!

求めない!

受け
取らない!



以下のものも、政治家の寄附禁止の対象となります。

結婚祝※



地域の運動会・
スポーツ大会への
飲食物等の差入



お祭りへの
寄附・差入



落成式・
開店祝等の花輪



お歳暮・お年賀



町内会の集会・
旅行等の催物への
寸志・飲食物の差入



病気見舞



入学祝・卒業祝



葬儀の花輪・
供花



香典※



※政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席して
その場で行う場合は罰則が適応されない場合があります。

寄附禁止のルールを守って
明るい選挙を実現しましょう。